

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分の地方消費税収については、その用途を明確化し、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされています。
令和5年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

令和5年3月27日

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 103,000 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 950,243 千円

(単位:千円)

事業名	令和5年度 予算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	385,186	28,326	356,860	212,500	5,500	2,000	136,860	14,835
	老人福祉費	518,077	90,914	427,163	29,600	0	15,634	381,929	41,399
	児童福祉費	212,545	107,734	104,811	62,558	13,300	15,039	13,914	1,508
	小計	1,115,808	226,974	888,834	304,658	18,800	32,673	532,703	57,742
衛生費	保健衛生費	732,629	54,149	678,480	7,911	248,300	4,729	417,540	45,258
	小計	732,629	54,149	678,480	7,911	248,300	4,729	417,540	45,258
合計	1,848,437	281,123	1,567,314	312,569	267,100	37,402	950,243	103,000	

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。